

平成 24 年 5 月 31 日

札幌市長 上田 文雄 様

錢函風力開発株式会社
代表取締役 松島 聰



回 答 書

新緑の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご厚誼にあずかり、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 24 年 5 月 9 日付けで貴市よりご意見を賜りました、「錢函風力開発建設事業に係わる環境影響評価書」（以下「評価書」という。）に対する申し入れにつきましては下記のとおりご回答申し上げます。

記

本評価書については弊社といたしまして、貴市および地域の皆様からいただきましたご意見の取りまとめの中において、貴市長様から専門家会議の検証及び結果を踏まえていただいた意見の、結果のみを取りまとめ皆様方にお伝えいたしました。

しかしながら、今回ご指摘いただいた通り、市長様のご意見の趣旨を誤解されかねない表現であったことにより、貴市に御迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。

つきましては、以下のように修正させていただきますので、何卒宜しくお願ひ申し上げます。

以上



第7章 環境影響評価書案についての意見と事業者の見解

環境影響評価書案に対する住民等の意見の件数は、表 7-1 に示すとおりである。

表 7-1 意見書等の件数

意見書等	件数
行政の意見	3 件
住民等の意見	14 件
合計	17 件

7-1 環境影響評価書案についての住民等の意見及び事業者の見解

環境影響評価書案に対する住民等の意見と、それに対する事業者の見解は表 7-1-1 に示すとおりである。

表 7-1-1 環境影響評価書案に対する行政の意見、事業者の見解

No.	項目	意 見	事業者見解（修正前）	事業者見解（修正後）
1 札 幌 市 長	全般	錢函風力開発建設事業に係わる環境影響評価書案（本市域の環境に影響を及ぼすおそれのある騒音、低周波音及び景観に係る部分に限る。以下、「評価書案」という。）及び平成 22 年 10 月 15 日付け事業者見解書（以下、「事業者見解書」という。）に記載された調査、予測及び評価については、おおむね妥当なものと判断するが、環境の保全の見地から、事業者は環境影響評価書の作成及び事業の実施にあたり、下記の事項に十分留意する必要がある。	—	—

注) 『「錢函風力開発建設事業に関する環境影響評価書」に対する申し入れ書』に対する見解について赤文字で示した

No.	項目	意 見	事業者見解（修正前）	事業者見解（修正後）
2 札 幌 市 環 境 局 長	全般	<p>「錢函風力開發建設事業に係わる環境影響評価書案」及び「事業者見解書」に関する環境の保全の見地からの意見については、本日付け札環対第 50734 号にて貴社に意見書を提出したところです。</p> <p>つきましては、当該意見書のほかに、札幌市域外に係るもので本市の権限に属さない事項やすでに手続が終了している方法書に係る事項ではありますが、環境影響評価及び事業の実施にあたって環境保全の見地から配慮することが望ましい事項について、下記のとおり意見を述べますので、特段のご配慮をお願いいたします。</p>	—	—

No.	項目	意 見	事業者見解（修正前）	事業者見解（修正後）
3 行 政		<p>評価書案 P6～P7 2-2 対象事業の内容</p> <p>(5)～(b) 土地利用に関する事項中(ア)風車敷地、(6)～(d) 工事中の排水に関する事項について</p> <p>風車基礎部分模式図に地盤改良の工法、杭の深さ等が示されていないが、これら基礎工事に伴う周辺土壌及び地下水、また排水による地下水位低下の植生への影響も評価されたい。</p>	<p>今後実施する詳細設計に合わせて工事計画を検討するため、現段階では具体的な工法を絞り込むことはできませんが、一般的に採用されている土壌・地下水・排水などに影響が生じることがない工法を採用する予定です。</p> <p>したがって、地盤改良を伴う基礎工事による周辺土壌や地下水位への影響はないと考えることから、植生への影響も無いものと考えます。</p>	一

No.	項目	意 見	事業者見解（修正前）	事業者見解（修正後）
3 行 政	低周波音	・他地域における風力発電による低周波音の予測結果と稼働後の実測値とのデータでの検証はされているか。	<p>他地域における風力発電による低周波音の予測結果と稼働後の実測地とのデータでの検証実績はありません。また、他事例での検証結果については、現在のところ確認できておりません。</p> <p>本事業に係る低周波音の予測は、「風力発電のための環境影響評価マニュアル（第2版）」（（独）新エネルギー・産業技術総合開発機構、2006年2月）及び「風力発電導入ガイドブック（2008年2月改訂第9版）」（（独）新エネルギー・産業技術総合開発機構、2008年2月）に基づいて実施しており、一般的な予測手法を用いています。</p> <p>また、予測及び評価においては、①現況調査結果との比較、②参考指標値との比較、③1/3オクターブバンド音圧レベル毎の感覚閾値等との比較、という3つの視点から多角的に実施しており、「札幌市「錢函風力発電所環境影響評価書案」検証専門家会議」から「調査、予測及び評価については、おおむね妥当なものと判断する」との報告をいただいている。</p>	<p>他地域における風力発電による低周波音の予測結果と稼働後の実測地とのデータでの検証実績はありません。また、他事例での検証結果については、現在のところ確認できておりません。</p> <p>本事業に係る低周波音の予測は、「風力発電のための環境影響評価マニュアル（第2版）」（（独）新エネルギー・産業技術総合開発機構、2006年2月）及び「風力発電導入ガイドブック（2008年2月改訂第9版）」（（独）新エネルギー・産業技術総合開発機構、2008年2月）に基づいて実施しており、一般的な予測手法を用いています。</p> <p>また、予測及び評価においては、①現況調査結果との比較、②参考指標値との比較、③1/3オクターブバンド音圧レベル毎の感覚閾値等との比較、という3つの視点から多角的に実施しております。</p> <p>なお、専門家等の助言を踏まえて検討した事後調査計画を環境影響評価書に記載しました。</p>

No.	項目	意 見	事業者見解（修正前）	事業者見解（修正後）
			なお、専門家等の助言を踏まえて検討した事後調査計画を環境影響評価書に記載しました。	

表 7-1-1-2 環境影響評価書案に対する住民等の意見、事業者の見解

No.	項目	意 見	事業者見解（修正前）	事業者見解（修正後）
4	地形及び地質	<p>1 海岸の侵食に関して 「6-4 地形及び地質」の項、p122(a)予測の前提条件の中に、砂丘の侵食速度は 2 年間で 10m 程度と報告されている。風車建設予定地で最も海に近い地点は、汀線より約 80m の砂丘上であることが地図から読み取れる。単純計算で 16 年後には 80m 侵食され、風車の土台が波に洗われるようになる。暴風時、高波時には砂丘を乗り越えて波が内陸側に入り込むことを考えると、16 年を待たずに 10 年程度で波浪にさらされる状況になることが予想される。10 月 5 日、小樽での説明会で、消波ブロックを設置して砂丘を守るという発言があったが、これは砂浜海岸に対する極めて大きな改変である。</p> <p>銭函海岸の侵食が進行しているという事実は極めて重大な事項である。事業者はそのことを十分認識し対応策として消波ブロックの設置を考えているが、そのことが、この評価書案には記載されていない。本来、p2 の対象事業の目的及び内容の (6) 工事の実施に係わる工法、期間及び行程計画に関する事項のと</p>	<p>侵食防止に関する対策については、環境影響評価書の「第 2 章対象事業の目的及び内容の (6) 工事の実施に係わる工法、期間及び行程計画に関する事項」に記載致しました。</p> <p>海岸浸食に関しては、一例として消波ブロックを説明いたしましたが、工法については、今後行う詳細設計において決定いたします。</p> <p>また、万が一、海岸侵食の影響を受けた場合でも、風車自体は安全に自立できる設計になっております。事業終了後は風車を撤去いたします。</p>	<p>侵食防止に関する対策については、環境影響評価書の「第 2 章対象事業の目的及び内容の (6) 工事の実施に係わる工法、期間及び行程計画に関する事項」に記載致しました。</p> <p>海岸浸食に関しては、一例として消波ブロックを説明いたしましたが、工法については、今後行う詳細設計において決定いたします。</p> <p>また、万が一、海岸侵食の影響を受けた場合でも、風車自体は安全に自立できる設計になっております。事業終了後は風車を撤去いたします。</p>

No.	項目	意 見	事業者見解（修正前）	事業者見解（修正後）
		<p>ころで記載されるべきことである。</p> <p>影響評価書以前の問題であり、なぜ明記しないのか、事業者の事業活動を行う姿勢・態度を疑うものである。</p> <p>また、あえて侵食が進行している海岸に建設する意図が理解できない。NAS 蓄電池の寿命が 15 年、風車の耐用年数が 17 年ということを伝え聞いているが、その期間だけ事業ができればよいと考えているのか。風車建設のために砂丘の大改変を行った挙句、風車の寿命と海岸の侵食で捨て去るということを考えているとしたら、それはとんでもないことである。</p>		

No.	項目	意 見	事業者見解（修正前）	事業者見解（修正後）
5	低周波音	<p>2. 低周波音について (6-2 ; 92~107 頁)</p> <p>評価書(案)は、風力発電施設がない現状の調査結果と予測対象風車の低周波音パワーレベルに基づき、予測手法として「風力発電のための環境影響評価マニュアル」及び「風力発電導入ガイドブックを使用し (105 頁)、「事業の実施に伴う風力発電の稼働による低周波音の影響はないと考えられる」との結論 (107 頁) がある。</p> <p>しかし、この影響評価では、最も根本的な問題点であるが、工学技術的な上記のマニュアルやガイドブックに即して、風車の出力と距離に応じた低周波音を測定、評価しているが、そこでは、風車の規模や距離、さらには風向、風速に応じた低周波音の、人体への影響がどの程度に及ぶのか医学的見地から調査し、評価することが必要である。</p> <p>近年、風力発電施設から発する低周波音は、重大な健康被害を引き起こすことが問題視されているので（鶴田 2009 など）、人体の健康被害に関する医学的見地からの予測がまったくなされていないことは大きな問題である。</p> <p>また、低周波音の影響する範囲について、国</p>	<p>低周波音に係る感覚閾値等と比較した評価結果を環境影響評価書に記載しました。</p> <p>その結果、事業の実施に伴う風力発電機の稼働による低周波音の影響はないと考えます。</p> <p>なお、予測及び評価においては、①現況調査結果との比較、②参考指標値との比較、③1/3 オクターブバンド音圧レベル毎の感覚閾値等との比較、という 3 つの視点から多角的に実施しており、「札幌市「錢函風力発電所環境影響評価書案」検証専門家会議」から「調査、予測及び評価については、おおむね妥当なものと判断する」との報告をいただいている。</p>	<p>低周波音に係る感覚閾値等と比較した評価結果を環境影響評価書に記載しました。</p> <p>その結果、事業の実施に伴う風力発電機の稼働による低周波音の影響はないと考えます。</p> <p>なお、予測及び評価においては、①現況調査結果との比較、②参考指標値との比較、③1/3 オクターブバンド音圧レベル毎の感覚閾値等との比較、という 3 つの視点から多角的に実施しております。</p>

No.	項目	意 見	事業者見解（修正前）	事業者見解（修正後）
		<p>内外において風力発電施設からの距離として、風車から約 3km までの範囲の健康被害が問題視されている。105 頁に示された近隣住宅地はすべて、すなわち手稲区山口地区（風車までの最短距離 1,960m、曙 12 条 1 丁目地区（同 1,900m）、樽川地区（同 3,070m）、花畔地区（同 3,000m）、錢函地区（同 640m）において、医学的見地からの影響の有無が評価され、「人体の健康にまったく影響がない」ことを証明すべきである。</p> <p>ちなみに、貴社は、当初案では 20 基の風車を計画し、現在の計画では、山口団地に最も近い 5 基の風力発電を断念している。この変更は、その位置から考えると、河口付近の水鳥への影響とともに山口団地住民への影響を考慮したものと推察される。しかし、それ以上離れた位置では「人体の健康にまったく影響がない」ことが明記されていないので、科学的根拠を持ってそのことを証明すべきである。</p> <p>貴社は、「事業の実施に伴う風力発電の稼働による低周波音の影響はないと考えられる」との結論を述べていることから、「将来、風力発電施設の建設によって住民・道民に健康</p>		

No.	項目	意 見	事業者見解（修正前）	事業者見解（修正後）
		被害が生じた場合には、事業者として責任をとり全面的に保証する」と評価書(案)に明記すべきである。		

No.	項目	意 見	事業者見解（修正前）	事業者見解（修正後）
7	騒音 低周波音	<p>7. 騒音・低周波音による影響</p> <p>環境省による既存の風力発電所の実態調査結果[*5]によると、風力発電所の近隣で地域住民が騒音・低周波音の苦情を訴える問題が生じ、それが調査数の 16%を占めており、環境影響評価における予測結果よりも、建設後の実際の騒音レベルの方が大きい事例が見られた。評価書案では、騒音、低周波音の調査日は年間を通して平均的な 1 日として、騒音は 3, 6, 11 月の 1 日、低周波音は 6 月の 1 日に調査を行なっているが、風向や風速の違いによってその予測値は大きく異なるものであるから、年間で騒音、低周波音が最大値となる風況、時期を設定して調査を行ない予測すべきである。</p> <p>*5 環境省総合環境政策局環境影響評価課、風力発電所に係る主な環境影響の概要、2010</p>	<p>予測に用いた風車からの騒音パワーレベル及び低周波音圧パワーレベルは、本事業において風力発電機の設置を予定している株式会社日本製鋼所より提供されたものです。この値は、標準化風速時のハブ高さにおける風下側で設定したものであり、予測上最も影響が大きくなる状況を想定したものです。</p> <p>風力発電機の稼働に伴う騒音の影響は、現況の騒音レベルよりも 10dB 以上小さく、また、すべての予測地点において現況の騒音レベルを上昇させないと考えられるところから、影響はないと考えます。</p> <p>低周波音に係る感覚閾値等と比較した評価結果を環境影響評価書に記載しました。その結果、事業の実施に伴う風力発電機の稼働による低周波音の影響はないと考えます。</p> <p>なお、騒音及び低周波音については、「札幌市「錢函風力発電所環境影響評価書案」検証専門家会議」から「調査、予測及び評価については、おおむね妥当なものと判断する」との報告をいただいている。</p>	<p>予測に用いた風車からの騒音パワーレベル及び低周波音圧パワーレベルは、本事業において風力発電機の設置を予定している株式会社日本製鋼所より提供されたものです。この値は、標準化風速時のハブ高さにおける風下側で設定したものであり、予測上最も影響が大きくなる状況を想定したものです。</p> <p>風力発電機の稼働に伴う騒音の影響は、現況の騒音レベルよりも 10dB 以上小さく、また、すべての予測地点において現況の騒音レベルを上昇させないと考えられるところから、影響はないと考えます。</p> <p>低周波音に係る感覚閾値等と比較した評価結果を環境影響評価書に記載しました。その結果、事業の実施に伴う風力発電機の稼働による低周波音の影響はないと考えます。</p>

No.	項目	意 見	事業者見解（修正前）	事業者見解（修正後）
8	低周波音	<p>はじめに、低周波音についてです。</p> <p>評価書案では、補助事業者の「新エネルギー導入促進協議会」の要綱にもとづき、NEDO 作成の「風力発電のための環境影響評価マニュアル」および「風力発電導入ガイドブック」を使用して、「低周波音の影響はないと考えられる」と結論づけています。</p> <p>しかし、この NEDO の作成した風力発電のマニュアルとガイドブックは、いずれも、発電用風車の規模が現在のように巨大化する前につくられたものです。当時は、風力発電の低周波による健康被害が顕在化しておらず、実態調査もありませんでした。むしろ、NEDO のマニュアル・ガイドブックは、建設後に採算のとれない風力発電施設を作らないための、つまりは、風力発電を推進するためのものであり、健康被害を防ぐための医学的見地にたって作られたものではありません。したがつて、NEDO のマニュアル・ガイドブックは、低周波の健康被害の防止の指針にはなりえません。そもそも、風力発電施設から、500 メートル離せば、低周波の健康被害が起きないという科学的根拠や調査はまだありません。</p>	<p>予測に用いた風車からの低周波音圧パワーレベルは、本事業において風力発電機の設置を予定している株式会社日本製鋼所より提供されたものです。この値は、標準化風速時のハブ高さにおける風下側で設定したものであり、予測上最も影響が大きくなる状況を想定したものです。</p> <p>低周波音に係る感覚閾値等と比較した評価結果を環境影響評価書に記載しました。</p> <p>その結果、事業の実施に伴う風力発電機の稼働による低周波音の影響はないと考えます。</p> <p>なお、予測及び評価においては、①現況調査結果との比較、②参考指標値との比較、③1/3 オクターブバンド音圧レベル毎の感覚閾値等との比較、という 3 つの視点から多角的に実施しており、「札幌市「錢函風力発電所環境影響評価書案」検証専門家会議」から「調査、予測及び評価については、おおむね妥当なものと判断する」との報告をいただいています。</p>	<p>予測に用いた風車からの低周波音圧パワーレベルは、本事業において風力発電機の設置を予定している株式会社日本製鋼所より提供されたものです。この値は、標準化風速時のハブ高さにおける風下側で設定したものであり、予測上最も影響が大きくなる状況を想定したものです。</p> <p>低周波音に係る感覚閾値等と比較した評価結果を環境影響評価書に記載しました。</p> <p>その結果、事業の実施に伴う風力発電機の稼働による低周波音の影響はないと考えます。</p> <p>なお、予測及び評価においては、①現況調査結果との比較、②参考指標値との比較、③1/3 オクターブバンド音圧レベル毎の感覚閾値等との比較、という 3 つの視点から多角的に実施しております。</p>

No.	項目	意 見	事業者見解（修正前）	事業者見解（修正後）
		<p>にもかかわらず、日本風力開発の報告書案では、低周波による健康被害はないと考えられると結論づけています。</p> <p>計画段階での科学的見地や研究では、被害は起とりえないと考えられても、のちのち住民の多数に健康被害が引き起こされる例は、水俣病や肝炎訴訟をみても、あきらかです。</p> <p>安易な予測ではなく、国内外の研究結果をもとに慎重に検討し、場合によっては、建設本数の見直し、工事そのものの見直しも必要です。</p>		

No.	項目	意 見	事業者見解（修正前）	事業者見解（修正後）
8	低周波音	<p>全体に、予測があいまいです。低周波の被害について、具体的にどんな被害が起きたら、どのような措置を講じるのか、事前に明確に記述が必要です。</p>	<p>予測に用いた風車からの低周波音圧パワーレベルは、本事業において風力発電機の設置を予定している株式会社日本製鋼所より提供されたものです。この値は、標準化風速時のハブ高さにおける風下側で設定したものであり、予測上最も影響が大きくなる状況を想定したものです。</p> <p>低周波音に係る感覚閾値等と比較した評価結果を環境影響評価書に記載しました。</p> <p>その結果、事業の実施に伴う風力発電機の稼働による低周波音の影響はないと考えます。</p> <p>なお、予測及び評価においては、①現況調査結果との比較、②参考指標値との比較、③1/3 オクターブバンド音圧レベル毎の感覚閾値等との比較、という3つの視点から多角的に実施しており、「札幌市「錢函風力発電所環境影響評価書案」検証専門家会議」から「調査、予測及び評価については、おおむね妥当なものと判断する」との報告をいただいている。</p>	<p>予測に用いた風車からの低周波音圧パワーレベルは、本事業において風力発電機の設置を予定している株式会社日本製鋼所より提供されたものです。この値は、標準化風速時のハブ高さにおける風下側で設定したものであり、予測上最も影響が大きくなる状況を想定したものです。</p> <p>低周波音に係る感覚閾値等と比較した評価結果を環境影響評価書に記載しました。</p> <p>その結果、事業の実施に伴う風力発電機の稼働による低周波音の影響はないと考えます。</p> <p>なお、予測及び評価においては、①現況調査結果との比較、②参考指標値との比較、③1/3 オクターブバンド音圧レベル毎の感覚閾値等との比較、という3つの視点から多角的に実施しております。</p>

No.	項目	意 見	事業者見解（修正前）	事業者見解（修正後）
9	低周波音	<p>◇低周波音の小樽ドリームビーチ等の海水浴客に及ぼす影響</p> <p>低周波音では、予測値では問題なしと評価しているが、実際に稼動もしていなく、しかも条件次第により問題が生じる可能性もある中で、現時点で果たしてこのような結論を下せるのかはなはだ疑問のところでもある。</p> <p>とりわけまったく考慮されていないと思われる点は「おたるドリームビーチ」に来る海水浴客への影響である。</p> <p>海水浴客ゆえ、基本的に裸の状態でいるところを短時間といえども低周波音にさらされることになるが、人体に及ぼす影響は果たして大丈夫かという素朴な疑問がある。</p> <p>さらに実際の海水浴客となると、夏場のピーク時を中心にこれらドリームビーチだけでなく、新川河口周辺、さらに当の風車建設地区（小樽市錢函4・5丁目）にもかなり来るという現実を踏まえると、騒音も含めた低周波音の影響が非常に懸念される。</p> <p>このことは、「利用環境面で及ぼすことはないと考えられる」という予測結果とは、まさに逆の影響が出ることが考えられる。</p>	<p>予測に用いた風車からの低周波音圧パワーレベルは、本事業において風力発電機の設置を予定している株式会社日本製鋼所より提供されたものです。この値は、標準化風速時のハブ高さにおける風下側で設定したものであり、予測上最も影響が大きくなる状況を想定したものです。</p> <p>低周波音に係る感覚閾値等と比較した評価結果を環境影響評価書に記載しました。</p> <p>その結果、事業の実施に伴う風力発電機の稼働による低周波音の影響はないと考えます。</p> <p>なお、予測及び評価においては、①現況調査結果との比較、②参考指標値との比較、③1/3オクターブバンド音圧レベル毎の感覚閾値等との比較、という3つの視点から多角的に実施しており、「札幌市「錢函風力発電所環境影響評価書案」検証専門家会議」から「調査、予測及び評価については、おおむね妥当なものと判断する」との報告をいただいています。</p>	<p>予測に用いた風車からの低周波音圧パワーレベルは、本事業において風力発電機の設置を予定している株式会社日本製鋼所より提供されたものです。この値は、標準化風速時のハブ高さにおける風下側で設定したものであり、予測上最も影響が大きくなる状況を想定したものです。</p> <p>低周波音に係る感覚閾値等と比較した評価結果を環境影響評価書に記載しました。</p> <p>その結果、事業の実施に伴う風力発電機の稼働による低周波音の影響はないと考えます。</p> <p>なお、予測及び評価においては、①現況調査結果との比較、②参考指標値との比較、③1/3オクターブバンド音圧レベル毎の感覚閾値等との比較、という3つの視点から多角的に実施しております。</p>

No.	項目	意 見	事業者見解（修正前）	事業者見解（修正後）
15	低周波音	<p>風車建設予定地から一番近くにある保育園がまさか保育園です。我園には生後 2 ヶ月から小学校就学までの乳幼児が現在 75 名おります。朝 7 時から 19:00 まで保育園で生活する子ども達に低周波音による健康被害が現れないかと心配しております。3km 離れた家でも頭痛やイライラする等の被害が出ているとの福島県の報告も見ました。様々な症状が報告されていますので、我園の子ども達にもそのような被害が起きないか、確実に安全で大丈夫という保障はあるのでしょうか。健康被害が出来てしまって保護者が保育園をやめると、保育園が成り立たなくなりますので、安全が確認できる保障がなければ建設を考えなければならぬと思います。</p>	<p>低周波音に係る感覚閾値等と比較した評価結果を環境影響評価書に記載しました。</p> <p>その結果、事業の実施に伴う風力発電機の稼働による低周波音の影響はないと考えます。</p> <p>なお、予測及び評価においては、①現況調査結果との比較、②参考指標値との比較、③1/3 オクターブバンド音圧レベル毎の感覚閾値等との比較、という 3 つの視点から多角的に実施しており、「札幌市「錢函風力発電所環境影響評価書案」検証専門家会議」から「調査、予測及び評価については、おむね妥当なものと判断する」との報告をいただいている。</p>	<p>低周波音に係る感覚閾値等と比較した評価結果を環境影響評価書に記載しました。</p> <p>その結果、事業の実施に伴う風力発電機の稼働による低周波音の影響はないと考えます。</p> <p>なお、予測及び評価においては、①現況調査結果との比較、②参考指標値との比較、③1/3 オクターブバンド音圧レベル毎の感覚閾値等との比較、という 3 つの視点から多角的に実施しております。</p>
16	低周波音	<p>低周波音が非常に心配です。ほとんどの人が我慢出来る範囲内であっても、星置に住む娘は頭・脳神経系の悪環境に影響を受けるタイプです。家族や、まわりの人々には理解できず、本人だけがつらい毎日を送る事になりそうで心配です。15 基もいっせいに動けば低周波音もひどいのではないかでしょうか。また、8km 位はなれていても感じる人はいます。</p>	<p>低周波音に係る感覚閾値等と比較した評価結果を環境影響評価書に記載しました。</p> <p>その結果、事業の実施に伴う風力発電機の稼働による低周波音の影響はないと考えます。</p> <p>なお、予測及び評価においては、①現況調査結果との比較、②参考指標値との比</p>	<p>低周波音に係る感覚閾値等と比較した評価結果を環境影響評価書に記載しました。</p> <p>その結果、事業の実施に伴う風力発電機の稼働による低周波音の影響はないと考えます。</p> <p>なお、予測及び評価においては、①現況調査結果との比較、②参考指標値との比</p>

No.	項目	意 見	事業者見解（修正前）	事業者見解（修正後）
		こんなに住宅地の近くに 15 基もの風車を作る事に反対です。どうしても必要なら、人の住んでいない所で行ってください。実施されれば必ず被害者が出来ます。被害者が出来ても目をつむる産業界・行政、泣くのはいつも市民です。絶対に無人の地域にするべきです。	較、③1/3 オクターブバンド音圧レベル毎の感覚閾値等との比較、という 3 つの視点から多角的に実施しており、「札幌市「錢函風力発電所環境影響評価書案」検証専門家会議」から「調査、予測及び評価については、おおむね妥当なものと判断する」との報告をいただいています。	較、③1/3 オクターブバンド音圧レベル毎の感覚閾値等との比較、という 3 つの視点から多角的に実施しております。